第二章　修理事業者の判断の基準となるべき事項

（原材料等の使用の合理化）

第十条　回転いすの修理の事業を行う者（以下「修理事業者」という。）は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、軽量な部品等の採用その他の措置により、回転いすに係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。　（新設）

（長期間の使用の促進）

第十一条　修理事業者は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、耐久性の高い座面又は脚部その他の長期間の使用が可能な部品等の採用、品質の維持又は向上その他の措置により、回転いすの長期間の使用を促進するものとする。　（新設）

（修理に係る安全性の確保）

第十二条　修理事業者は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、修理に使用する部品等の原材料及び構造の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保するものとする。　（新設）

（事前評価）

第十三条　修理事業者は、回転いすの修理に際して、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、前三条に規定する取組について、あらかじめ回転いすの評価を行うものとする。　（新設）

（健全性等の確保）

第十四条　修理事業者は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、その事業の健全性及び信頼性の確保の観点から、回転いすの修理をしたときは、その修理の依頼をした者に対して、次に掲げる事項を明らかにするものとする。　（新設）

一　修理の内容に関すること。

二　回転いすに係る品質、機能、安全性及び衛生状態に関すること。

三　回転いすに係る保証の範囲及び責任の所在に関すること。

２　修理事業者は、前項各号に掲げる事項の記録を作成し、適切な期間保存するものとする。

（準用）

第十五条　第五条、第六条、第八条及び第九条の規定は、修理事業者に準用する。この場合において、第五条中「前各条」とあるのは「第十条から第十二条まで」と読み替えるものとする。　（新設）

第三章　賃貸事業者の判断の基準となるべき事項

（原材料等の使用の合理化）

第十六条　回転いすの賃貸の事業を行う者（以下「賃貸事業者」という。）は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、軽量な部品等の採用その他の措置がなされた回転いすを賃貸することにより、回転いすに係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。　（新設）

（長期間の使用の促進）

第十七条　賃貸事業者は、回転いすに係る使用済物品等の発生を抑制するため、耐久性の高い座面又は脚部その他の長期間の使用が可能な部品等の採用、ガススプリングその他の部品等を異なる機種の部品等と共通の部品等にすることによる修理の容易化、著しく劣化するおそれのある部品等の交換の容易化、品質の維持又は向上その他の措置がなされた回転いすを賃貸することにより、回転いすの長期間の使用を促進するものとする。　（新設）